

令和7年度静岡茶ブランディングプロジェクト国内発表会開催企画設計・広報・準備等業務 企画提案募集要領

この要領は、「令和7年度静岡茶ブランディングプロジェクト国内発表会開催企画設計・広報・準備等業務（以下「本業務」という。）」を委託する事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 目的・趣旨

静岡茶は日本一の茶産地であり、長い歴史と高品質で知られているが、海外ではブランドとしての認知は低く、世界市場での販路拡大を図るために、茶業界全体が利害を超えて、静岡茶を地域の一体感のあるブランドとして捉え、その魅力を世界に通用するブランドとして構築し、未来を切り拓いていくことが必要である。

本業務は令和7年度に策定する静岡茶ブランディングプロジェクトの事業方針をプロジェクトメンバー、茶業関係者等及びメディアに向けて発表するものである。

また、「世界市場を見据えたブランディングプロジェクト」としての目的および方向性を明確に伝え、共有する場とする。

2 業務の内容等

(1) 業務名

令和7年度静岡茶ブランディングプロジェクト国内発表会 開催企画設計・広報・準備等業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度静岡茶ブランディングプロジェクト国内発表会 開催企画設計・広報・準備等業務企画提案仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額は金2,000,000円を上限とする。

3 公告

令和8年2月16日（月）に静岡県ホームページ内「お茶振興課ページ」に掲載する。

4 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 業務遂行にあたり、豊富な知識・手段を有する者であること。また、充分な事業実施体制を有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整が行える者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関する指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 迅速かつ具体的な連絡・調整ができ、緊急時に迅速な対応が可能な者であること。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 企画提案参加方法

(1) スケジュール

県HPによる公告開始	2月 16 日（月）
<u>参加申込書の事前提出</u>	2月 19 日（木）午後 5 時まで
質問の受付	2月 24 日（火）午後 5 時まで
<u>企画提案書等の提出期限</u>	2月 25 日（水）正午まで
<u>プレゼンテーション</u>	2月 27 日（金）
選定結果の伝達	3月 5 日（木）

なお、応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 応募書類の交付

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和 8 年 2 月 16 日（月）～令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 5 時 ※交付の受付は平日午前 9 時から午後 5 時まで
交付場所	静岡県経済産業部農業局お茶振興課（県庁東館 9 階）

交付資料	①令和7年度静岡茶ブランディングプロジェクト国内発表会 開催企画設計・広報・準備等業務 企画提案募集要領 ②令和7年度静岡茶ブランディングプロジェクト国内発表会 開催企画設計・広報・準備等業務 企画提案仕様書
交付方法	上記の場所での手交又は電子メールによる。

(3) 質問及び回答

本業務に係る質問については、電話又は電子メールにて令和8年2月16日（月）午後3時から令和8年2月24日（火）午後5時までの期間に受け付ける。

(4) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期間	提出書類①（参加申込書）：令和8年2月19日（木）午後5時まで 提出書類①以外：令和8年2月25日（水）正午まで（必着）
提出方法	持参又は郵送とする。
提出先	静岡県経済産業部農業局お茶振興課（県庁東館9階）
提出書類	① 企画提案参加申込書（ <u>様式1</u> ）※①は2月19日（木）までに提出 ② 企画提案書（ <u>様式任意</u> ） ③ 全体スケジュール計画（ <u>様式任意</u> ） ④ 業務態勢（ <u>様式任意</u> ） （総括責任者、業務遂行スタッフの氏名・所属・経験年数等） ⑤ 同種・類似業務の実績（ <u>様式任意</u> ） ⑥ 経費積算書（明細を記したもの）（ <u>様式任意</u> ） ⑦ 会社概要（法人の概要がわかるパンフレット等）
提出部数	8部（正本1部、副本7部） ※①は1部の提出とする。
提案件数	企画提案は、1団体（個人）につき1件とする。
留意事項	① 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ② 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ③ 企画提案参加申込書を提出した後、辞退する場合は、速やかに「辞退届」（ <u>様式2</u> ）を提出すること。 ④ 提出された企画提案書について、県から内容についての質問がある。 ⑤ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ⑥ 提出された企画提案書は返却しない。「辞退届」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。 ⑦ 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。 ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案 イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案 ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

6 プрезентーションへの参加承認及び当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プレゼンテーション参加の認否を2月20日（金）正午までに電子メールにて通知する。参加を承認した事業者にはプレゼンテーションの当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後5時30分までに「11応募先及び問合せ先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、静岡茶ブランディング推進委員会にその理由の説明を求めることができる。

7 選定方法

（1）選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「令和7年度静岡茶ブランディングプロジェクト国内発表会開催企画設計・広報・準備等業務企画提案選定委員会」において、7(3)審査基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

（2）企画提案書の説明

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。

日 時	令和8年2月27日（金）※時間は別途通知
場 所	静岡県庁別館2階第1会議室Bまたはオンラインの選択
その 他	<p>① 企画提案書に基づき説明すること。 ② 補足資料がある場合は、当日8部用意すること。 ③ プrezentation資料は紙媒体のみとする。 ④ 説明時間は15分以内とする。</p> <p>※所要時間は1参加者につき20分程度（質疑応答を含む）を予定</p>

（3）審査基準

次の事項等を審査基準とする。

項目	基準
(1) 企画提案	ブランディングプロジェクトの目的・趣旨を的確に理解し、応えられる提案になっているか
	発表会開催に必要な業務内容（企画、準備、運営、広報等）が過不足なく整理されているか
	発表会の基本構成を踏まえ、現実的かつ実施可能なコンテンツおよび演出の提案となっているか
	発表会当日だけでなく、映像・写真・PRベース等を活用し、その後の広報展開につなげるための考え方が整理されているか
(2) 業務の遂行	発注者、総合プロデューサー、会場、登壇者、メディア等との調整を円滑に行える体制・能力を有しているか
	類似する発表会、記者会見、広報業務等の実績を有しているか

	メディア誘致、当日対応、事後対応を含む広報業務を確実に遂行できる能力を有しているか
(3) 経費見積の妥当性	事業内容に見合った経費見積りとなっているか

8 受託者の選定及び選定結果の発表

- (1) 審査の結果、予算上限額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。
- (2) 選定結果は次のとおり伝達する。

①日 時	令和8年3月5日（木）まで
②方 法	すべての応募者に電子メールにて通知する。

9 契約についての留意点

企画提案し選定された事業の内容・規模等については、選定された民間企業等と静岡茶ブランディング推進委員会との間で事前に協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。場合によっては、双方で調整の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積書を徵する随意契約を行い、契約締結となる。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、若しくは公募の執行を延期し、又は取りやめがある。

11 応募先及び問合せ先

- (1) 名 称 静岡茶ブランディング推進委員会事務局
(静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班)
- (2) 所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
- (3) 連絡先 電 話 054-221-2674
F A X 054-221-3688
(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)
電子メール : ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp